川崎市高津区公告第77号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月31日

川崎市高津区長 白井 豊一

別紙省略